

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊加利本村・下所 (伊加利本村・下所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月23日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜(玉葱、レタス、キャベツ等)を作付している。
当地区は伊加利の中心に位置し、現時点では、平野部の農地においては放棄田の発生はないものの、山間部においては、鳥獣被害が生じており、耕作放棄田の発生が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と露地野菜(玉葱、レタス、キャベツ等)を作付している。
地区内の高齢化の進行が懸念されているが、他地区からの耕作者が多数来ていることから、近い将来に放棄田が急増する可能性は低い。他地区からの新たな耕作者を受け入れるための体制の構築が必要と考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の担い手が高齢化していることから、将来に向けて可能な限り集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
借地も多く、利用権設定が終了後、機構を利用していきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部の山間地以外、ほぼ完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地区からの農業者が多いことから、円滑に農地を借りられるようにしたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止柵の保守点検を実施していく。
 ③スマート農業については、現在取り組みは無いものの、今後の労務負担軽減を図るために検討していく。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金等を活用し、年一回の水路清掃等、地区内の農地の維持管理に必要な取組を継続していく。
 ⑨飼料作物と堆肥との交換による、耕畜連携を図っていく。